



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成27年6月12日金曜日 第2680号

### ◇ 目 次 ◇

肥料登録有効期間の更新(3件).....(農産園芸課)... 620

公有水面埋立工事のしゅん功認可.....(港湾海岸課)... 621

土地改良区役員就退任の届出(2件).....(東予地方局農村整備課、中予地方局農村整備第一課)... 621

建設業者の許可の取消し.....(中予地方局管理課)... 622

道路の区域変更(県道美川松山線).....( " )... 622

道路の供用開始(県道美川松山線).....( " )... 623

道路の供用開始(県道久米垣生線外).....( " )... 623

道路の区域変更(県道猪伏西谷線).....(中予地方局久万高原土木事務所)... 623

道路の供用開始( " ).....( " )... 623

道路の区域変更(一般国道441号).....(南予地方局大洲土木事務所)... 624

### 公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告.....(男女参画・県民協働課)... 624

防災通信システム整備工事.....(防災危機管理課)... 624

登録販売者試験の実施.....(薬務衛生課)... 628

クリーニング師試験の施行.....( " )... 628

生産事業者講習会の開催.....(森林整備課)... 628

国道197号松柏トンネル建設工事.....(土木管理課)... 629

### 公営企業公告

応急復旧用資材の購入.....(公営企業管理局総務課)... 633

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

### 告 示

#### ○愛媛県告示第777号

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第12条第2項の規定により、次のとおり肥料登録の有効期間を更新した。

平成27年6月12日

愛媛県知事 中村時広

登録有効期限	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
平成30年6月5日	愛媛県第1236号	魚廃物加工肥料	日振島魚廃物加工肥料	窒素全量6.0 りん酸全量1.5	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	うわうみ漁業協同組合 愛媛県宇和島市築地町2丁目5番18号

#### ○愛媛県告示第778号

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第12条第2項の規定により、次のとおり肥料登録の有効期間を更新した。

平成27年6月12日

愛媛県知事 中村時広

登録有効期限	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
平成33年6月9日	愛媛県第1294号	魚かす粉末	魚かす粉末7号	窒素全量7.0 りん酸全量6.0	該当無し	有限会社上田産業 愛媛県八幡浜市八代664番地4
平成33年6月9日	愛媛県第1295号	魚かす粉末	魚かす粉末8号	窒素全量8.0 りん酸全量5.0	該当無し	有限会社上田産業 愛媛県八幡浜市八代664番地4

#### ○愛媛県告示第779号

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第12条第2項の規定により、次のとおり肥料登録の有効期間を更新した。

平成27年6月12日

愛媛県知事 中村時広

登録有効期限	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
平成33年6月24日	愛媛県第1218号	混合石灰肥料	くみあい粒状土壌改良用混合石灰30	アルカリ分45.0 く溶性苦土10.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	大日本ドロマイト鉱業株式会社 愛媛県西予市城川町田穂1456番地2

平成33年6月27日	愛媛県第1209号	混合石灰肥料	くみあい粒状土壌改良用混合石灰	アルカリ分50.0 く溶性苦土10.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	大日本ドロマイト鉱業株式会社 愛媛県西予市城川町田穂1456番地2
------------	-----------	--------	-----------------	------------------------	------------------------------------	--------------------------------------

○愛媛県告示第780号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、今治市役所において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成27年 6月12日

愛媛県知事 中村 時 広

1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

今治市

今治市別宮町一丁目4番地1

代表者 今治市長 菅 良二

今治市大三島町宮浦5714番3

2 埋立区域

(1) 位置

1 工区

今治市吉海町本庄325番から同324番6までの地先公有水面

(2) 区域

次の15点から14点までを順次直線で結んだ線並びに14点と15点を結ぶ平成25年の秋分の満潮位（D.L.+3.92メートル）の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点（今治市吉海町本庄375番、国土地理院「津倉」四等三角点）は、北緯34度09分18.1856秒、東経133度01分34.7364秒の地点

15点は、基点から真北204度07分47秒474.42メートルの地点

16点は、15点から真北275度22分14秒18.47メートルの地点

5点は、16点から真北5度21分53秒54.86メートルの地点

6点は、5点から真北273度09分12秒0.60メートルの地点

7点は、6点から真北3度09分36秒2.70メートルの地点

8点は、7点から真北93度12分30秒1.00メートルの地点

9点は、8点から真北3度11分04秒37.10メートルの地点

10点は、9点から真北273度09分04秒1.00メートルの地点

11点は、10点から真北3度47分16秒2.70メートルの地点

12点は、11点から真北93度47分51秒0.57メートルの地点

13点は、12点から真北3度10分31秒11.90メートルの地点

14点は、13点から真北93度10分28秒14.04メートルの地点

(3) 面積

1,735.54平方メートル

3 埋立ての免許の年月日及び番号

平成26年3月31日 愛媛県指令25港第771号

4 しゅん功認可年月日

平成27年 6月12日

○愛媛県告示第781号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、西条市港新地土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成27年 6月12日

愛媛県東予地方局長 渡 瀬 賢 治

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	藤 田 讓	西条市樋之口456番地の 8
"	川 又 則 昭	西条市樋之口456番地の 3
"	小 山 真 吾	西条市港363番地
"	宮 嶋 英 忠	西条市本町94番地
"	築 山 富 市	西条市市塚64番地
"	越 智 易 孝	西条市樋之口109番地
"	青 木 徹	西条市古川甲25番地の 3
監 事	上 路 健 一	西条市樋之口126番地
"	鈴 木 敏	西条市古川153番地の 3

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	藤 田 讓	西条市樋之口456番地の 8
"	川 又 則 昭	西条市樋之口456番地の 3
"	小 山 真 吾	西条市港363番地
"	宮 嶋 英 忠	西条市本町94番地
"	築 山 富 市	西条市市塚64番地
"	越 智 易 孝	西条市樋之口109番地
"	鈴 木 豊	西条市古川153番地の 3
監 事	青 木 徹	西条市古川甲25番地の 3
"	上 路 健 一	西条市樋之口126番地

○愛媛県告示第782号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、伊予郡砥部町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成27年 6月12日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	中 岡 重 樹	伊予郡砥部町大南1949番地
"	二ノ宮 五月	伊予郡砥部町大南1540番地
"	田 中 義 富	伊予郡砥部町大南825番地
"	中 村 茂 久	伊予郡砥部町岩谷口408番地
"	金 子 武	伊予郡砥部町岩谷37番地
"	松 村 英 夫	伊予郡砥部町川登293番地
"	門 田 尚 士	伊予郡砥部町万年575番地
"	青 木 廣 行	伊予郡砥部町外山88番地
"	前 田 義 夫	伊予郡砥部町外山84番地
"	前 田 隆 造	伊予郡砥部町五本松123番地
"	石 田 慎 一	伊予郡砥部町北川毛930番地

"	福 岡 義 一	伊予郡砥部町大角蔵140番地
"	樋 口 泰 幸	伊予郡砥部町川井1553番地
"	大 内 廣 志	伊予郡砥部町千足104番地 1
"	正 岡 英 司	伊予郡砥部町宮内367番地
"	宮 内 正 彦	伊予郡砥部町上原町 8 番地
"	柳 田 勇	伊予郡砥部町高尾田881番地
"	柳 田 清 勝	伊予郡砥部町麻生118番地
"	土 居 武 英	伊予郡砥部町三角36番地 2
"	矢 野 勝 利	伊予郡砥部町重光426番地
"	相 原 彰 志	伊予郡砥部町八倉293番地
"	三 原 義 收	伊予郡砥部町岩谷口318番地
監 事	小 西 浩 二	伊予郡砥部町大南428番地
"	西 岡 昭 司	伊予郡砥部町川井1066番地
"	二 宮 敬 介	伊予郡砥部町拾町190番地

"	澤 田 道 夫	伊予郡砥部町岩谷105番地
"	松 村 英 夫	伊予郡砥部町川登293番地
"	門 田 尚 士	伊予郡砥部町万年575番地
"	青 木 廣 行	伊予郡砥部町外山88番地
"	前 田 義 夫	伊予郡砥部町外山84番地
"	古 田 俊 正	伊予郡砥部町五本松362番地
"	政 岡 一 弥	伊予郡砥部町北川毛445番地
"	福 岡 義 一	伊予郡砥部町大角蔵140番地
"	樋 口 泰 幸	伊予郡砥部町川井1553番地
"	永 田 公 也	伊予郡砥部町千足126番地
"	正 岡 英 司	伊予郡砥部町宮内367番地
"	稲 荷 邦 男	伊予郡砥部町原町91番地
"	柳 田 勇	伊予郡砥部町高尾田881番地
"	柳 田 勇	伊予郡砥部町麻生229番地
"	相 田 宣 幸	伊予郡砥部町三角159番地
"	河 原 儀 廣	伊予郡砥部町重光83番地 2
"	松 田 憲 明	伊予郡砥部町八倉359番地
"	三 原 義 收	伊予郡砥部町岩谷口318番地
監 事	八 束 巖	伊予郡砥部町大南836番地
"	西 岡 昭 司	伊予郡砥部町川井1066番地
"	二 宮 敬 介	伊予郡砥部町拾町190番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	久保田 敏 彦	伊予郡砥部町大南1965番地
"	二ノ宮 五 月	伊予郡砥部町大南1540番地
"	白 瀧 恒 仁	伊予郡砥部町大南636番地
"	中 村 茂 久	伊予郡砥部町岩谷口408番地

○愛媛県告示第783号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第 1 項第 4 号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成27年 6月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

許 可 番 号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取 消 年 月 日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取消しの原因となった事実
( 般 - 23 )第16951号	平成24年 1月6日	大西技装工業	大西 大喜	松山市東石井 5 - 10 - 28	平成27年 5月12日	塗装工事業	建設業の廃止 (法人成り)
( 般 - 24 )第7269号	平成24年 5月28日	(株)伊予鉄高島屋	奥村 正綱	松山市湊町 5 - 1 - 1	平成27年 5月20日	建築工事業、大工工事業 左官工事業 とび・土工事業 石工事業、屋根工事業 タイル・れんが・ブロック 工事業 鋼構造物工事業 鉄筋工事業、板金工事業 ガラス工事業、塗装工事業 防水工事業 内装仕上工事業 熱絶縁工事業、建具工事業	建設業の廃止
( 般 - 22 )第16696号	平成22年 6月17日	(有)ワタナベクリーン	渡部 博	松山市森松町820	平成27年 5月22日	とび・土工工事業	建設業の廃止
( 般 - 23 )第5441号	平成23年 9月1日	北辰技建	中矢 恒憲	松山市味酒町 2 - 17 - 11	平成27年 5月26日	土工工事業、建築工事業 左官工事業	建設業の廃止 (法人成り)
( 般 - 23 )第9343号	平成24年 1月23日	(株)安井技研	安井 正彦	松山市今在家 2 - 1 - 4	平成27年 5月26日	電気工事業、管工事業	建設業の廃止

○愛媛県告示第784号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成27年 6月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	美川松山線	松山市水尻町791番2から 同町960番まで	旧	メートル 6.7～7.5	キロメートル 0.018	
			新	9.0～14.3	0.018	

○愛媛県告示第785号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成27年 6月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	美川松山線	松山市水尻町793番6から 同町960番まで	平成27年 6月12日

○愛媛県告示第786号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成27年 6月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	久米垣生線	松山市余戸東四丁目3074番2から 同市余戸東四丁目3073番3まで	平成27年 6月12日
”	松山松前伊予線	松山市余戸中六丁目780番6から 同市余戸中六丁目3298番8まで	”

○愛媛県告示第787号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成27年 6月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	猪伏西谷線	上浮穴郡久万高原町西谷高野9467番1地先から 同字9471番地先まで	旧	メートル 5.1～8.0	キロメートル 0.098	
		上浮穴郡久万高原町西谷高野9467番1地先から 同字9471番まで	新	7.2～33.7	0.097	

○愛媛県告示第788号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成27年 6月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	猪伏西谷線	上浮穴郡久万高原町西谷字高野9467番1地先から 同字9471番まで	平成27年 6月12日

○愛媛県告示第789号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成27年 6月12日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
一般国道	441号	大洲市梅川402番4から 同市梅川421番まで	旧	メートル 4.3~18.4	キロメートル 0.410	
			新	10.5~40.7	0.400	
"	"	大洲市梅川421番から 同市梅川425番1まで	旧	3.9~7.6	0.083	
			新	3.9~7.6 16.0~42.2	0.083 0.120	
"	"	大洲市梅川425番1から 同市梅川443番まで	旧	4.7~8.9	0.181	
			新	12.8~44.4	0.169	

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年 6月12日

愛媛県知事 中村時広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成27年 6月2日	NPO法人 ぴあ	佐野卓志	松山市木屋町1丁目9番地4	この法人は、障害のある人が自分らしくあたりまえに地域で生活することを支援するため、障害のある人の社会参加促進に関する実践活動、障害のある人に対する地域住民の理解促進活動等を行いながら、地域福祉の向上、発展に寄与することを目的とする。

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成27年 6月12日

愛媛県知事 中村時広

1 入札に付する事項

- (1) 工事名  
防災通信システム整備工事
- (2) 工事場所  
愛媛県内一円
- (3) 工事概要  
愛媛県防災通信システムの更新及び整備（地上系にあっては多重無線の整備及び無線LAN等の整備、衛星系にあっては一部機器の更新、既設の機器の撤去及び受信設備等の整備）
- (4) 工期

工事請負契約の成立の日の翌日から平成29年 3月15日まで

- (5) 予定価格  
2,322,351,000円（消費税及び地方消費税を除く。）
- (6) その他  
ア この公告の工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事である。  
イ この公告の工事の入札は、愛媛県電子入札運用基準（工事・業務）（平成17年 8月17日制定。以下「運用基準」という。）に定義するシステム（以下「電子入札システム」という。）による。ただし、紙入札を希望する者は、知事の承諾を得たときに限り紙入札方式によることができる。  
ウ この公告の工事の入札は、愛媛県建設工事標準型総合評価落札方式実施要領（平成23年 8月 8日制定。以下「総合評価

実施要領」という。)に定義する標準型総合評価一般競争入札により行う。

エ この公告の工事の入札には、愛媛県建設工事低入札価格調査制度実施要綱(平成19年4月1日制定。以下「低入札価格調査制度実施要綱」という。)に基づく低入札価格調査制度を適用する。

## 2 入札参加資格を有する者

愛媛県建設工事共同企業体事務取扱要綱(平成6年11月愛媛県告示第1275号)第2条第2項に規定する特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)として、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 構成員の数が3者であり、任意かつ自主的に結成されたものであること。
- (2) 代表者である構成員が次に掲げる要件を全て満たす者であること。

ア 知事の審査を受け、工事種別「電気通信工事」について平成27年度の特定調達契約(愛媛県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年愛媛県規則第69号)第1条に規定する特定調達契約をいう。以下同じ。)に係る競争入札等に参加する資格を有すると認められた者であること。

イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

ウ 特定建設工事共同企業体競争入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)の提出期限の日から落札者の決定の日までの間に、愛媛県建設工事入札参加資格停止措置要綱(昭和63年8月1日制定)に基づいて知事が行う入札参加資格停止の期間がない者であること。

エ 民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立て又は会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てがなされていないこと(民事再生法の規定による再生計画認可又は会社更生法の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。)

オ 次に掲げるこの公告の工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者との間に資本関係若しくは人的関係を有する者でないこと。

商号 株式会社四電技術コンサルタント

所在地 香川県高松市牟礼町牟礼1007番地3

カ この公告の工事の入札に参加しようとする他の共同企業体の構成員でない者であること。

キ この公告の工事の入札に参加しようとする他の共同企業体の構成員との間に、資本関係又は人的関係を有する者でないこと。

ク 平成25年度又は平成26年度に完成した愛媛県土木部及び農林水産部発注の電気通信工事に係る工事成績評定点(完成検査時の評価によるものとする。以下同じ。)を有する場合は、工事成績評定点の平成25年度の平均点数又は平成26年度の平均点数のいずれかが65点未満の者でないこと。

ケ 電気通信工業について、特定建設業の許可(建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第3条第1項第2号に掲げる者に係る同項の許可をいう。)を受けている者であること。

コ 法第27条の23第1項の規定による経営事項審査(その審査基準日が申請書の提出期限の日から起算して過去1年7月以

内であるもののうち、直近のものに限る。)の結果通知書の総合評定値が、電気通信工事において1,200点以上の者であること。

サ 地方公共団体が発注した防災行政無線整備工事(次のいずれかに該当するものに限る。)の元請(共同企業体の構成員である場合にあっては、出資比率が20パーセント以上の者に限る。以下同じ。)としての施工実績を有する者であること。

(ア) 申請書の提出期限の日から起算して過去15年間に完成した公共工事であって、一般財団法人日本建設情報総合センターの工事成績情報システム(コリンズ)に施工実績が登録されたもの

(イ) 申請書の提出期限の日から起算して過去15年間に完成した請負代金額が500万円以上の公共工事(ア)に掲げるものを除く。)であって、当該公共工事に係る工事請負契約書の写し、発注者の施工証明書(愛媛県発注工事の場合は不要とする。)、図面等を提出できるもの

シ 次の要件を全て満たす監理技術者を専任で配置することができる者であること。

(ア) 監理技術者資格者証(電気通信工業に係るものに限る。)及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

(イ) 申請書の提出日において3月以上にわたって代表者である構成員と継続的な雇用関係にある者であること。

(ウ) 地方公共団体が発注した防災行政無線整備工事(サ)又はサ(イ)のいずれかに該当する公共工事であって、元請として施工したものに限る。)に監理技術者、主任技術者、担当技術者又は現場代理人として従事した経験(当該防災行政無線整備工事の工期の2分の1以上を占める従事経験に限る。)を有すること。

ス 構成員のうち、最大の施工能力を有し、かつ、その出資比率が最大の者であること。

(3) 代表者以外の構成員が次に掲げる要件を全て満たす者であること。

ア (2)アからクまでに掲げる要件

イ 電気通信工事について、建設業者格付け事務取扱要領(平成11年4月1日制定)第5条の規定に基づき通知された格付け結果(申請書の提出日において効力を有するものに限る。)がA等級又はB等級である者

ウ 次の要件を全て満たす主任技術者を専任で配置することができる者であること。

(ア) (2)シ(ア)に掲げる要件を満たす者又は電気通信工事に関し法第7条第2号イ、ロ若しくはハに該当する者であること。

(イ) 申請書の提出日において3月以上にわたって代表者以外の構成員(同一の構成員に限る。)と継続的な雇用関係にあること。

(4) 各構成員の出資比率が、20パーセント以上であること。

(5) 各構成員が次に掲げる規定による届出をしていない者(当該規定が適用されない者を除く。)でないこと。

ア 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条

イ 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条

ウ 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条

(6) 各構成員又は各構成員の役員等(業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を

執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同  
等以上の支配力を有するものと認められる者をいう。)が次に  
掲げる者でないこと。

ア 愛媛県暴力団排除条例(平成22年愛媛県条例第24号)第2  
条第3号に規定する暴力団員等(以下「暴力団員等」とい  
う。)

イ 暴力団員等でなくなった日から5年を経過しない者

ウ 暴力団員等又はイに掲げる者がその事業活動を支配する者

(7) 共同企業体の有効期間が、次に定める期間であること。

ア この公告の工事の契約の相手方となった場合は、当該工事  
の請負代金の精算払を受けるまでの間

イ この公告の工事の契約の相手方とならなかった場合は、当  
該工事の契約の相手方が確定するまでの間

### 3 入札参加資格の確認

(1) この公告の工事の入札に参加を希望する者は、愛媛県建設工  
事共同企業体事務取扱要綱第11条第1項の規定に基づき、次に  
掲げる申請書類を知事に提出し、入札参加資格の確認を受けな  
ければならない。

ア 申請書

イ 特定建設工事共同企業体協定書の写し

ウ 入札参加資格確認資料

(2) (1)に掲げる申請書類の提出は、代表者となるようとする者が電  
子証明書(ICカード)を取得し、電子入札システムへの利用  
者登録を完了した上で行わなければならない。ただし、紙入札  
方式による場合にあっては、この限りでない。

(3) (1)に掲げる申請書類は、電子入札システムにより平成27年6  
月12日(金)から7月1日(水)までの電子入札システムの稼  
働時間中(愛媛県の休日を定める条例(平成元年愛媛県条例第  
3号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」と  
いう。)以外の日の午前9時から午後8時まで(最終日は午後  
5時まで)をいう。以下同じ。)に提出すること。ただし、紙  
入札方式による者にあっては、アに掲げる期間内にイに掲げる  
場所へ、申請書類を持参又は郵送等(書留若しくは簡易書留又  
は信書便でこれらに準ずるものに限る。以下同じ。)により提  
出すること。

ア 受付期間

平成27年6月12日(金)から7月1日(水)までの受付時  
間中(県の休日以外の日の午前8時30分から午後5時までを  
いう。以下同じ。)

なお、郵送等による場合にあっては、平成27年7月1日  
(水)午後5時までに、イに掲げる場所へ必着のこと。

イ 受付場所

愛媛県県民環境部防災局防災危機管理課

〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話番号 (089)912 2318

FAX番号 (089)941 2160

電子メール bousaikikikanri@pref.ehime.jp

(4) 入札参加資格の確認の結果は、申請書を提出した者に対して、  
平成27年7月8日(水)までに、電子入札システムにより通知  
する。

なお、紙入札方式による者にあっては、書面により通知する。

(5) その他

ア (1)に掲げる申請書類の作成等に係る費用は、当該書類を提  
出した者の負担とする。

イ 提出された申請書類は、返却しない。

ウ 詳細は、入札説明書による。

### 4 入札参加資格を認められなかった者に対する理由の説明

(1) 入札参加資格を認められなかった者は、その理由について、  
知事に対して書面により説明を求めることができる。この場合  
には、3(4)の通知をした日の翌日から平成27年7月17日(金)  
までの受付時間中に3(3)イに掲げる場所へ、当該書面を持参又  
は郵送等により提出しなければならない。

(2) (1)の書面を提出した者に対する回答は、平成27年7月24日  
(金)までに、書面により行う。

### 5 標準型総合評価落札方式に関する事項

(1) 評価項目

総合評価実施要領第5条に定めるところによる。

(2) 評価の方法

ア 入札参加資格を満たす場合に100点の基礎点を与えたと  
ともに、技術提案については評価基準に従って評価し、20点を  
満点とする加算点を与える。

イ アにより得られる基礎点及び加算点の合計を入札価格で除  
して得た数値(以下「評価値」という。)をもって評価を行  
う。

ウ 各評価項目の配点等詳細は、入札説明書による。

(3) 適正な履行の確保

受注者の責により、提出された技術提案の内容と同等以上の  
施工をしなかったと認められる場合は、総合評価実施要領第11  
条の規定により工事成績評定点を減点し、及び違約金を徴収す  
る。

### 6 入札説明書の掲載等

(1) 掲載期間

平成27年6月12日(金)から7月31日(金)まで

(2) 掲載場所

入札情報公開システム

<http://www.pref.ehime.jp/h40180/e-bid-nyuusatsu/index.html>

(3) なお、設計書、図面及び仕様書については、平成27年6月12  
日(金)から7月28日(火)までの間において、入札説明書に  
定めるところにより貸与し、又は閲覧に供する。

(4) 入札説明書について質問がある場合は、電子入札システムに  
より、平成27年6月15日(月)から7月21日(火)までの電子  
入札システムの稼働時間中に提出すること。ただし、電子入札  
システムにより難しい場合は、質問事項を記載した書面を持参又  
は郵送等により提出することができる。詳細は、入札説明書に  
よる。

(5) (4)の質問に対する回答は、平成27年7月24日(金)から28日  
(火)までの間において、入札情報公開システムにより公表す  
る。

### 7 入札及び開札

(1) 電子入札システムによる入札の期間

平成27年7月29日(水)から31日(金)までの電子入札シス  
テムの稼働時間中

(2) 開札の日時

平成27年8月3日(月)午後3時

- (3) 開札の場所  
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2  
愛媛県庁第二別館5階入札室
- (4) 入札書の提出方法  
原則として、電子入札システムにより、入札金額及び電子くじ入力番号を入力の上、提出すること。ただし、紙入札方式による者については、持参又は郵送等により提出すること。
- (5) 持参による入札の取扱い  
持参による入札の場合は、入札書は、平成27年7月29日(水)から31日(金)までの受付時間中に3(3)イに掲げる場所へ提出すること。
- (6) 郵送等による入札の取扱い  
郵送等による入札の場合は、入札書は、平成27年7月31日(金)午後5時までに3(3)イに掲げる場所へ必着のこと。
- (7) 入札関係書類の提出について  
ア 入札に際し、次に掲げる書類を併せて提出すること。  
(ア) 工事費内訳書(入札書に記載される金額に対応したものとし、工事区分及び工種ごとに、金額を記載すること。)  
(イ) 技術提案書  
イ アに掲げる入札関係書類の作成等に係る費用は、当該書類を提出した者の負担とする。  
ウ 提出された入札関係書類は、返却しない。
- (8) 入札方法  
ア 入札回数は、1回とする。  
イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。  
ウ 低入札価格調査制度実施要綱第3条第1項に規定する調査基準価格(以下「調査基準価格」という。)を下回る価格で入札を行った者は、平成27年8月6日(木)午後5時までに、入札説明書に定めるところの資料を3(3)イに掲げる場所へ持参して提出すること。
- 8 落札者の決定方法
- (1) 開札後は、落札者の決定を保留し、標準型総合評価落札方式に係る技術提案の評価を行う。この場合において、技術提案に係る加算点については、愛媛県建設工事総合評価審査委員への意見聴取の上、決定する。
- (2) 1(5)の予定価格の制限の範囲内で入札を行った者のうち、最高の評価値をもって入札を行ったもの(以下「最高評価値入札者」という。)を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるときは、予定価格の制限の範囲内で入札を行った他の者のうちの最高評価値入札者を落札者としてすることがある。
- (3) (2)の場合において、最高評価値入札者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。
- (4) 落札者の決定は、原則として、愛媛県建設工事総合評価審査

委員への意見聴取の日の翌日から起算して3日(その期間中に県の休日がある場合においては、県の休日を除く。)以内に行う。ただし、調査基準価格を下回った入札が行われた場合は、この限りでない。

- (5) 落札者が決定した場合は、直ちに全ての入札参加者に対し電子入札システムにより落札者決定の通知を行うものとする。

なお、入札結果は、仮契約締結後、入札情報公開システムにおいて公表する。詳細は、入札説明書による。

## 9 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

### (2) 入札保証金

ア 入札に際しては、入札金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、金融機関の保証の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険契約を締結し、又は契約保証の予約を行った場合は、入札保証金の納付を免除する。

イ 入札保証金の納付期間(納入通知書(愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)様式第7号(その1))によるもの)

平成27年7月9日(木)から29日(水)まで

ウ 金融機関の保証、入札保証保険契約又は契約保証の予約に係る書類(以下「入札保証に係る書類」という。)の提出期間等は、次のとおりとする。

#### (ア) 提出期間

平成27年7月9日(木)から31日(金)までの受付時間中

#### (イ) 提出場所

3(3)イに掲げる場所

#### (ウ) 提出方法

持参又は郵送等により提出すること。

(エ) 金融機関の保証期間又は入札保証保険契約の保険期間には、入札保証に係る書類の提出日から平成27年10月15日(木)までの期間を含むこと。

### (3) 契約保証金

契約に際しては、請負代金額の10分の1(低入札価格調査制度実施要綱第5条第1項に規定する低価格入札者との契約(以下「低価格入札者との契約」という。)においては、請負代金額の10分の3)以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、利付国債又は金融機関の保証の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、履行保証保険契約又は工事履行保証契約を締結した場合は、契約保証金の納付を免除する。

### (4) 入札の無効等

ア 入札参加資格を有しない者及び3(1)に掲げる申請書類に虚偽の記載を行った者の提出した入札書並びに愛媛県建設工事入札者心得、運用基準、総合評価実施要領及び入札に関する条件に違反した者の提出した入札書は、無効とする。

イ 入札参加資格を有することを確認された者であっても、入札時点において入札参加資格を失っているときは、その者の提出した入札書は、無効とする。

ウ 構成員の中に入札期間の初日から落札者の決定の日までの間に愛媛県建設工事低価格入札者排除措置要綱(平成22年6



月 1日制定)に基づく排除措置の期間がある者の提出した入札書は、無効とする。

エ 7(7)アに掲げる書類を提出しなかったときは、その者の提出した入札書は、無効とする。

オ 設計図書に定める仕様に基づくものと認められない技術提案を行った者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 別に配置を求める技術者

低価格入札者との契約に際しては、監理技術者又は主任技術者とは別に、同等の要件を満たす技術者の専任での配置を求める。詳細は、入札説明書による。

(6) 契約書作成の要否

要

(7) 契約の成立

ア この公告の工事に係る請負契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定に基づく愛媛県議会の議決を得たときに成立する。

イ 落札者の決定後、請負契約の締結までの間において、当該落札者が2に掲げる要件のいずれかを満たさなくなった場合には、当該請負契約を締結しないことがある。

(8) 特定調達契約に係る競争入札等に参加する資格の審査を受けていない者の参加

2(2)ア又は2(3)アの知事の審査を受けていない者で共同企業体の構成員になろうとするものは、当該共同企業体に係る申請書を提出するまでに、知事の審査を受けなければならない。

(9) 契約条項を示す場所及び問合せ先

愛媛県県民環境部防災局防災危機管理課  
〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話番号 (089)912 2318

FAX番号 (089)941 2160

電子メール bousaikikikanri@pref.ehime.jp

(10) その他

詳細は、入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the construction work to be required: Construction work of the Ehime Prefectural disaster prevention communication system, 1 set

(2) Time limit of tender: 5:00 p.m., 31 July, 2015

(3) For further information, please contact: Disaster Prevention Crisis Management Division, Disaster Prevention Subdepartment, Public Affairs and Environment Department, Ehime Prefectural Government, 4 4 2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790 8570 Japan

TEL 089 912 2318

FAX 089 941 2160

e-mail bousaikikikanri@pref.ehime.jp

○公 告

登録販売者試験の実施について

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第36条の8第1項の規定により、平成27年登録販売者試験を次のとおり実施する。

平成27年 6月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 試験の日時

平成27年10月28日(水)午前10時30分

2 試験の場所

愛媛県庁(愛媛県松山市一番町四丁目4-2)、愛媛県中予地方局(愛媛県松山市北持田町132番地)、愛媛県総合社会福祉会館(愛媛県松山市持田町三丁目8番15号)及び愛媛県薬剤師会館(愛媛県松山市三番町七丁目6-9)(試験の場所は、受験票により通知する。)

3 受験申請書の提出期間

平成27年7月21日(火)から31日(金)まで。

ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

4 受験申請書の提出先

県内居住者については住所地を管轄する保健所(松山市の区域にあっては、中予保健所)と、県外居住者については愛媛県保健福祉部健康衛生局薬務衛生課とする。

○公 告

クリーニング師試験の施行について

クリーニング業法(昭和25年法律第207号)第7条第1項の規定による平成27年度クリーニング師試験を次のとおり施行する。

平成27年 6月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 試験の日時

平成27年 8月27日(木)午前9時

2 試験の場所

(1) 学科試験

松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県庁

(2) 実地試験

松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県庁

3 受験願書の提出期間

平成27年7月21日(火)から29日(水)まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

4 受験願書の提出先

県内居住者については住所地を管轄する保健所と、県外居住者については愛媛県保健福祉部健康衛生局薬務衛生課とする。

5 その他

受験についての必要事項は、受験票により指示する。

○公 告

生産事業者講習会の開催について

林業種苗法(昭和45年法律第89号)第11条第1項の規定に基づき、生産事業者講習会を次のとおり行う。

平成27年 6月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 開催の日時

平成27年 9月4日(金)9時

2 開催の場所

上浮穴郡久万高原町菅生

愛媛県農林水産研究所 林業研究センター 展示研修施設 研修室

## 3 受講申込期限

平成27年9月1日(火)まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印があるものは、受け付ける。

## 4 受講申込書の請求先及び提出先

住所を所管する地方局森林林業課、支局森林林業課若しくは農林水産部森林局森林整備課

## ○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成27年6月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

## 1 入札に付する事項

## (1) 工事名

国道197号 松柏トンネル建設工事

## (2) 工事場所

愛媛県八幡浜市松柏から大平まで

## (3) 工事概要

ア 工事延長 1,123メートル

イ アのうちトンネル部分

ア 工事延長 1,090メートル

イ 幅員 6.0(10.5)メートル

ウ 内空断面積 62.1平方メートル

エ 工法 NATM工法

ウ 使用する主要な資機材

ア コンクリート 約21,073立方メートル

イ 鉄筋 約71.1トン

ウ ロックボルト 約16,399本

エ 鋼製支保工 約406トン

## (4) 工期

工事請負契約の成立の日の翌日から平成30年6月30日まで

## (5) 予定価格

3,057,984,000円(消費税及び地方消費税を除く。)

## (6) その他

ア この公告の工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事である。

イ この公告の工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後VE方式の工事である。

ウ この公告の工事の入札は、愛媛県電子入札運用基準(工事業務)(平成17年8月17日制定。以下「運用基準」という。)に定義するシステム(以下「電子入札システム」という。)による。ただし、紙入札を希望する者は、知事の承諾を得たときに限り紙入札方式によることができる。

エ この公告の工事の入札は、愛媛県建設工事標準型総合評価落札方式実施要領(平成23年8月8日制定。以下「総合評価実施要領」という。)に定義する標準型総合評価一般競争入札により行う。

オ この公告の工事の入札には、愛媛県建設工事低入札価格調査制度実施要綱(平成19年4月1日制定。以下「低入札価格調査制度実施要綱」という。)に基づく低入札価格調査制度を適用する。

## 2 入札参加資格を有する者

愛媛県建設工事共同企業体事務取扱要綱(平成6年11月愛媛県告示第1275号)第2条第2項に規定する特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)として、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

(1) 構成員の数が3者であり、任意かつ自主的に結成されたものであること。

(2) 代表者である構成員が次に掲げる要件を全て満たす者であること。

ア 知事の審査を受け、工事種別「土木一式工事」について平成27年度の特定調達契約(愛媛県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年愛媛県規則第69号)第1条に規定する特定調達契約をいう。以下同じ。)に係る競争入札等に参加する資格を有すると認められた者であること。

イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

ウ 特定建設工事共同企業体競争入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)の提出期限の日から落札者の決定の日までの間に、愛媛県建設工事入札参加資格停止措置要綱(昭和63年8月1日制定)に基づいて知事が行う入札参加資格停止の期間がない者であること。

エ 民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立て又は会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てがなされていないこと(民事再生法の規定による再生計画認可又は会社更生法の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。)

オ 次に掲げるこの公告の工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者との間に資本関係若しくは人的関係を有する者でないこと。

商号 株式会社エイト日本技術開発

所在地 岡山県岡山市北区津島京町三丁目1番21号

カ この公告の工事の入札に参加しようとする他の共同企業体の構成員でない者であること。

キ この公告の工事の入札に参加しようとする他の共同企業体の構成員との間に、資本関係又は人的関係を有する者でないこと。

ク 平成25年度又は平成26年度に完成した愛媛県土木部及び農林水産部発注の土木一式工事に係る工事成績評定点(完成検査時の評価によるものとする。以下同じ。)を有する場合は、工事成績評定点の平成25年度の平均点数又は平成26年度の平均点数のいずれかが65点未満の者でないこと。

ケ 土木工事業について、特定建設業の許可(建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第3条第1項第2号に掲げる者に係る同項の許可をいう。)を受けている者であること。

コ 法第27条の23第1項の規定による経営事項審査(その審査基準日が申請書の提出期限の日から起算して過去1年7月以内であるもののうち、直近のものに限る。以下「直近の経営事項審査」という。)の結果通知書の総合評定値が、土木一式工事において1,200点以上の者であること。

サ トンネル部分の延長が760メートル以上で内空断面積が45平方メートル以上のNATM工法によるトンネル工事(次のいずれかに該当するものに限る。)の元請(共同企業体の構成員である場合にあっては、出資比率が20パーセント以上の

者に限る。以下同じ。)としての施工実績を有する者であること。ただし、当該施工実績が平成16年4月1日以後に完成した愛媛県土木部及び農林水産部発注の土木一式工事に係るものにあつては、工事成績評定点が65点未満のものは、施工実績として認めない。

(ア) 申請書の提出期限の日から起算して過去15年間に完成した公共工事であつて、一般財団法人日本建設情報総合センターの工事実績情報システム(コリンズ)に施工実績が登録されたもの

(イ) 申請書の提出期限の日から起算して過去15年間に完成した請負代金額が500万円以上の公共工事(ア)に掲げるものを除く。)であつて、当該公共工事に係る工事請負契約書の写し、発注者の施工証明書(愛媛県発注工事の場合は不要とする。)、図面等を提出できるもの

シ 次の要件を全て満たす監理技術者を専任で配置することができる者であること。

(ア) 技術士(技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項の規定による第2次試験のうち技術部門を建設部門又は総合技術監理部門(選択科目を建設部門に係るものとするもの)に限る。)とするものに合格した者に限る。)又は一級土木施工管理技士の資格を有する者であり、かつ、監理技術者資格者証(土木工事業に係るもの)及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

(イ) 申請書の提出日において3月以上にわたって代表者である構成員と継続的な雇用関係にある者であること。

(ウ) トンネル部分の延長が760メートル以上で内空断面積が45平方メートル以上のNATM工法によるトンネル工事(サ(ア)又はサ(イ)のいずれかに該当する公共工事であつて、元請として施工したものに限る。)に監理技術者、主任技術者、担当技術者又は現場代理人として従事した経験(当該トンネル工事の工期の2分の1以上を占める従事経験に限る。)を有すること。ただし、当該従事経験が平成16年4月1日以後に完成した愛媛県土木部及び農林水産部発注の土木一式工事に係るものにあつては、工事成績評定点が65点未満のものは、従事経験として認めない。

ス 構成員のうち、最大の施工能力を有し、かつ、その出資比率が最大の者であること。

(3) 代表者以外の構成員が次に掲げる要件を全て満たす者であること。

ア (2)アからケまでに掲げる要件

イ 直近の経営事項審査の結果通知書の総合評定値が、土木一式工事において900点以上の者であること。

ウ NATM工法によるトンネル工事(2)サ(ア)又は(2)サ(イ)のいずれかに該当する公共工事に限る。)の元請としての施工実績を有する者であること。ただし、当該施工実績が平成16年4月1日以後に完成した愛媛県土木部及び農林水産部発注の土木一式工事に係るものにあつては、工事成績評定点が65点未満のものは、施工実績として認めない。

エ 次の要件を全て満たす主任技術者を専任で配置することができる者であること。

(ア) (2)シ(ア)に掲げる要件

(イ) 申請書の提出日において3月以上にわたって代表者以外の構成員(同一の構成員に限る。)と継続的な雇用関係に

あること。

(ウ) NATM工法によるトンネル工事(2)サ(ア)又は(2)サ(イ)のいずれかに該当する公共工事であつて、元請として施工したものに限る。)に監理技術者、主任技術者、担当技術者又は現場代理人として従事した経験(当該トンネル工事の工期の2分の1以上を占める従事経験に限る。)を有すること。ただし、当該従事経験が平成16年4月1日以後に完成した愛媛県土木部及び農林水産部発注の土木一式工事に係るものにあつては、工事成績評定点が65点未満のものは、従事経験として認めない。

(4) 各構成員の出資比率が、20パーセント以上であること。

(5) 各構成員が次に掲げる規定による届出をしていない者(当該規定が適用されない者を除く。)でないこと。

ア 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条

イ 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条

ウ 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条

(6) 各構成員又は各構成員の役員等(業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同程度以上の支配力を有するものと認められる者をいう。)が次に掲げる者でないこと。

ア 愛媛県暴力団排除条例(平成22年愛媛県条例第24号)第2条第3号に規定する暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)

イ 暴力団員等でなくなった日から5年を経過しない者

ウ 暴力団員等又はイに掲げる者がその事業活動を支配する者

(7) 共同企業体の有効期間が、次に定める期間であること。

ア この公告の工事の契約の相手方となった場合は、当該工事の請負代金の精算払を受けるまでの間

イ この公告の工事の契約の相手方とならなかった場合は、当該工事の契約の相手方が確定するまでの間

### 3 入札参加資格の確認

(1) この公告の工事の入札に参加を希望する者は、愛媛県建設工事共同企業体事務取扱要綱第11条第1項の規定に基づき、次に掲げる申請書類を知事に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

ア 申請書

イ 特定建設工事共同企業体協定書の写し

ウ 入札参加資格確認資料

(2) (1)に掲げる申請書類の提出は、代表者となろうとする者が電子証明書(ICカード)を取得し、電子入札システムへの利用者登録を完了した上で行わなければならない。ただし、紙入札方式による場合にあつては、この限りでない。

(3) (1)に掲げる申請書類は、電子入札システムにより平成27年6月12日(金)から7月1日(水)までの電子入札システムの稼働時間中(愛媛県の休日を定める条例(平成元年愛媛県条例第3号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)以外の日の午前9時から午後8時まで(最終日は午後5時まで)をいう。以下同じ。)に提出すること。ただし、紙入札方式による者にあつては、アに掲げる期間内にイに掲げる場所へ、申請書類を持参又は郵送等(書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるもの)に限る。以下同じ。)により提

出すること。

ア 受付期間

平成27年6月12日（金）から7月1日（水）までの受付時間中（県の休日以外の日の午前8時30分から午後5時までをいう。以下同じ。）

なお、郵送等による場合にあっては、平成27年7月1日（水）午後5時までに、イに掲げる場所へ必着のこと。

イ 受付場所

愛媛県土木部土木管理局土木管理課

〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話番号 (089)912 2643

FAX番号 (089)912 2639

電子メール dobokukanri@pref.ehime.jp

(4) 入札参加資格の確認の結果は、申請書を提出した者に対して、平成27年7月8日（水）までに、電子入札システムにより通知する。

なお、紙入札方式による者にあっては、書面により通知する。

(5) その他

ア (1)に掲げる申請書類の作成等に係る費用は、当該書類を提出した者の負担とする。

イ 提出された申請書類は、返却しない。

ウ 詳細は、入札説明書による。

4 入札参加資格を認められなかった者に対する理由の説明

(1) 入札参加資格を認められなかった者は、その理由について、知事に対して書面により説明を求めることができる。この場合には、3(4)の通知をした日の翌日から平成27年7月17日（金）までの受付時間中に3(3)イに掲げる場所へ、当該書面を持参又は郵送等により提出しなければならない。

(2) (1)の書面を提出した者に対する回答は、平成27年7月24日（金）までに、書面により行う。

5 標準型総合評価落札方式に関する事項

(1) 評価項目

総合評価実施要領第5条に定めるところによる。

(2) 評価の方法

ア 入札参加資格を満たす場合に100点の基礎点を与えるとともに、技術提案については評価基準に従って評価し、20点を満点とする加算点を与える。

イ アにより得られる基礎点及び加算点の合計を入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって評価を行う。

ウ 各評価項目の配点等詳細は、入札説明書による。

(3) 適正な履行の確保

受注者の責により、提出された技術提案の内容と同等以上の施工をしなかったと認められる場合は、総合評価実施要領第11条の規定により工事成績評定点を減点し、及び違約金を徴収する。

6 入札説明書の掲載等

(1) 掲載期間

平成27年6月12日（金）から7月31日（金）まで

(2) 掲載場所

入札情報公開システム

<http://www.pref.ehime.jp/h40180/e-bid-nyuusatsu/index.html>

html

(3) なお、設計書、図面及び仕様書については、平成27年6月12日（金）から7月28日（火）までの間において、入札説明書に定めるところにより貸与し、又は閲覧に供する。

(4) 入札説明書について質問がある場合は、電子入札システムにより、平成27年6月15日（月）から7月21日（火）までの電子入札システムの稼働時間中に提出すること。ただし、電子入札システムにより難しい場合は、質問事項を記載した書面を持参又は郵送等により提出することができる。詳細は、入札説明書による。

(5) (4)の質問に対する回答は、平成27年7月24日（金）から28日（火）までの間において、入札情報公開システムにより公表する。

7 入札及び開札

(1) 電子入札システムによる入札の期間

平成27年7月29日（水）から31日（金）までの電子入札システムの稼働時間中

(2) 開札の日時

平成27年8月3日（月）午後2時

(3) 開札の場所

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県庁第二別館5階入札室

(4) 入札書の提出方法

原則として、電子入札システムにより、入札金額及び電子くじ入力番号を入力の上、提出すること。ただし、紙入札方式による者にあっては、持参又は郵送等により提出すること。

(5) 持参による入札の取扱い

持参による入札の場合は、入札書は、平成27年7月29日（水）から31日（金）までの受付時間中に3(3)イに掲げる場所へ提出すること。

(6) 郵送等による入札の取扱い

郵送等による入札の場合は、入札書は、平成27年7月31日（金）午後5時までに3(3)イに掲げる場所へ必着のこと。

(7) 入札関係書類の提出について

ア 入札に際し、次に掲げる書類を併せて提出すること。

(ア) 工事費内訳書（入札書に記載される金額に対応したものとし、工事区分及び工種ごとに、金額を記載すること。）

(イ) 技術提案書

イ アに掲げる入札関係書類の作成等に係る費用は、当該書類を提出した者の負担とする。

ウ 提出された入札関係書類は、返却しない。

(8) 入札方法

ア 入札回数は、1回とする。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 低入札価格調査制度実施要綱第3条第1項に規定する調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）を下回る価格で入札を行った者は、平成27年8月6日（木）午後5時までに、

入札説明書に定めるところの資料を3(3)イに掲げる場所へ持参して提出すること。

## 8 落札者の決定方法

(1) 開札後は、落札者の決定を保留し、標準型総合評価落札方式に係る技術提案の評価を行う。この場合において、技術提案に係る加算点については、愛媛県建設工事総合評価審査委員への意見聴取の上、決定する。

(2) 1(5)の予定価格の制限の範囲内で入札を行った者のうち、最高の評価値をもって入札を行ったもの(以下「最高評価値入札者」という。)を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容及に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で入札を行った他の者のうちの最高評価値入札者を落札者とするところがある。

(3) (2)の場合において、最高評価値入札者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。

(4) 落札者の決定は、原則として、愛媛県建設工事総合評価審査委員への意見聴取の日の翌日から起算して3日(その期間中に県の休日がある場合においては、県の休日を除く。)以内に行う。ただし、調査基準価格を下回った入札が行われた場合は、この限りでない。

(5) 落札者が決定した場合は、直ちに全ての入札参加者に対し電子入札システムにより落札者決定の通知を行うものとする。

なお、入札結果は、仮契約締結後、入札情報公開システムにおいて公表する。詳細は、入札説明書による。

## 9 契約締結後のV E提案

契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能及び性能を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金額の変更を行うものとする。詳細は、特記仕様書等による。

## 10 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

ア 入札に際しては、入札金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、金融機関の保証の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険契約を締結し、又は契約保証の予約を行った場合は、入札保証金の納付を免除する。

イ 入札保証金の納付期間(納入通知書(愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)様式第7号(その1))によるもの)

平成27年7月9日(木)から29日(水)まで

ウ 金融機関の保証、入札保証保険契約又は契約保証の予約に係る書類(以下「入札保証に係る書類」という。)の提出期間等は、次のとおりとする。

(ア) 提出期間

平成27年7月9日(木)から31日(金)までの受付時間中

(イ) 提出場所

3(3)イに掲げる場所

(ウ) 提出方法

持参又は郵送等により提出すること。

(エ) 金融機関の保証期間又は入札保証保険契約の保険期間には、入札保証に係る書類の提出日から平成27年10月15日(木)までの期間を含むこと。

(3) 契約保証金

契約に際しては、請負代金額の10分の1(低入札価格調査制度実施要綱第5条第1項に規定する低価格入札者との契約(以下「低価格入札者との契約」という。)にあっては、請負代金額の10分の3)以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、利付国債又は金融機関の保証の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、履行保証保険契約又は工事履行保証契約を締結した場合は、契約保証金の納付を免除する。

(4) 入札の無効等

ア 入札参加資格を有しない者及び3(1)に掲げる申請書類に虚偽の記載を行った者の提出した入札書並びに愛媛県建設工事入札者心得、運用基準、総合評価実施要領及び入札に関する条件に違反した者の提出した入札書は、無効とする。

イ 入札参加資格を有することを確認された者であっても、入札時点において入札参加資格を失っているときは、その者の提出した入札書は、無効とする。

ウ 構成員の中に入札期間の初日から落札者の決定の日までの間に愛媛県建設工事低価格入札者排除措置要綱(平成22年6月1日制定)に基づく排除措置の期間がある者の提出した入札書は、無効とする。

エ 7(7)アに掲げる書類を提出しなかったときは、その者の提出した入札書は、無効とする。

オ 設計図書に定める仕様に基づくものと認められない技術提案を行った者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 別に配置を求める技術者

低価格入札者との契約に際しては、監理技術者又は主任技術者とは別に、同等の要件を満たす技術者の専任での配置を求める。詳細は、入札説明書による。

(6) 契約書作成の要否

要

(7) 契約の成立

ア この公告の工事に係る請負契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定に基づく愛媛県議会の議決を得たときに成立する。

イ 落札者の決定後、請負契約の締結までの間において、当該落札者が2に掲げる要件のいずれかを満たさなくなった場合には、当該請負契約を締結しないことがある。

(8) 特定調達契約に係る競争入札等に参加する資格の審査を受けていない者の参加

2(2)ア又は2(3)アの知事の審査を受けていない者で共同企業体の構成員になろうとするものは、当該共同企業体に係る申請書を提出するまでに、知事の審査を受けなければならない。

(9) 契約条項を示す場所及び問合せ先

愛媛県土木部土木管理局土木管理課

〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2  
 電話番号 (089)912 2643  
 F A X 番号 (089)912 2639  
 電子メール dobokukanri@pref.ehime.jp

## (10) その他

詳細は、入札説明書による。

## 11 Summary

- (1) Nature and quantity of the construction work to be required: Construction work on the Matsukaya Tunnel (National Highway Route 197)
- (2) Time limit of tender: 5:00 p.m., 31 July, 2015
- (3) For further information, please contact: Public Works Administration Division, Public Works Administration Subdepartment, Public Works Department, Ehime Prefectural Government, 4 4 2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790 8570 Japan  
 TEL 089 912 2643  
 FAX 089 912 2639  
 e-mail dobokukanri@pref.ehime.jp

## 公営企業公告

## ○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成27年 6月12日

愛媛県公営企業管理者 俊 野 健 治

## 1 入札に付する事項

- (1) 件名  
 応急復旧用資材の購入
- (2) 購入物品名及び数量  
 応急復旧用資材 1式  
 (使用にあたり必要な運搬、搬入、設置、調整、説明等一式を含む。)
- (3) 購入物品の内容等  
 入札説明書及び仕様書による。
- (4) 納入期限  
 平成28年 1月22日(金)まで
- (5) 納入場所  
 愛媛県松山市畑寺町35  
 松山発電工水管理事務所  
 愛媛県今治市小泉一丁目11の1  
 今治地区工業用水道管理事務所  
 愛媛県西条市中野1790  
 西条地区工業用水道管理事務所
- (6) 入札方法  
 ア この公告の入札は、愛媛県電子入札運用基準(製造の請負等編)に定義するシステム(以下「電子入札システム」という。)による。ただし、愛媛県電子入札運用基準(製造の請負等編)7(1)又は(2)の規定により紙入札による参加承諾を受けた者にあつては、紙入札を行うことができる。  
 イ 入札金額は、購入予定物品の総額とすること。  
 また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額(当該

金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成27年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) この公告で示す物品を納入期限までに確実に納入できることを証明した者であること。
- (3) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

## 3 入札書の提出方法等

- (1) 提出書類及び入札書の提出方法  
 電子入札システムによる。
- (2) 入札書の受領期限  
 契約条項及び入札説明書の掲載場所  
 愛媛県入札情報公開システム上に掲載する。  
<http://www.pref.ehime.jp/h40180/e-bid-nyuusatsu/index.html>
- (3) 入札書のほかに提出する書類の受領期限  
 平成27年 7月10日(金)午後5時00分まで。
- (4) 入札書の受領期限  
 電子入札システムによる場合は、平成27年 7月22日(水)から平成27年 7月23日(木)までの電子入札システム稼働時間中(午前9時00分から午後8時00分まで(ただし、7月23日は午前10時59分まで))。  
 紙入札による場合は、平成27年 7月23日(木)午前10時59分まで。
- (5) 開札の日時及び場所  
 平成27年 7月23日(木)午前11時00分  
 愛媛県公営企業管理局会議室(愛媛県庁第二別館2階)
- (6) 問い合わせ先  
 愛媛県公営企業管理局総務課財産管理係  
 〒790 8570  
 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2  
 電話 (089)912 2794

## 4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨  
 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金  
 愛媛県公営企業会計規程(昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号)第176条において例によることとされる愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。
- (3) 入札者に要求される事項  
 この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示す物品を納入できることを証明する書類を、入札説明書等に基づき平成27年 7月10日(金)午後5時00分までに電子入札システムにより提出しなければならない。  
 なお、愛媛県公営企業管理者から当該書類の内容に関し、説

明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 契約保証金

愛媛県公営企業会計規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号）第176条において例によることとされる愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第152条から第154条までの規定による。

(7) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると愛媛県公営企業管理者が判断した入札者であって、愛媛県公営企業会計規程第176条において例によることとされる愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(8) 入札書の提出方法

電子入札による場合は、電子入札システムにより入札金額及び電子くじ入力番号を入力の上、提出すること。

紙入札による場合は、入札書を直接又は郵便（書留郵便に限る。）により3(6)に掲げる場所に提出すること。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the product to be purchased:

Emergency recovery materials , 1 set

(2) Time limit of tender: 10:59 a.m. , 23 July 2015

(3) For further information , please contact: Property

Management Section , General Affairs Division , Public Enterprise Administration Bureau , Ehime Prefectural Government , 4 4 2 Ichibancho , Matsuyama , Ehime 790 8570 Japan

TEL 089 912 2794